

## 会議録

会議の名称	西東京市公民館運営審議会平成20年度第4回定例会会議記録
開催日時	平成20年7月23日（水曜日） 18時30分から20時52分まで
開催場所	田無公民館 第2学習室
出席者	<p>会長：武田雅子          副会長：森忠          委員：細井邦夫、西嶋剛昭、土田伸行、藤田律、江原ひろみ、古賀節子、野間春二、伊波真貴子、加藤真理、石橋いづみ、萩原建次郎、上田幸夫          職員：相原館長、山本館長補佐、山本分館長、小笠原分館長、玉木分館長、小林分館長、西川分館長、近藤主査</p>
欠席者	
議題	<p>(1) 第3回定例会の記録について          (2) 報告事項              1. 行政報告              2. 事業計画書・報告書について              3. 公民館だより編集室報告              4. 都公連大会企画委員会報告              5. 委員部会運営委員会報告          (3) 協議事項              1. 諮問事項の中間報告          (4) 事務連絡及び情報交換          (5) 次回の日程について</p>
会議資料の名称	<p>(1) 事業計画書              1. 現代社会の子育てビジョン（田無）              2. もう一人のもっと素敵な自分を育てる「ユング心理学講座」（芝久保）              3. 仕事帰りにふらっとフラダンス（谷戸）              4. 谷戸子（やっこ）やってみ隊（谷戸）              5. 地方財政健全化法で西東京市は大丈夫か？（駅前）          (2) 事業報告書              1. ミニコミ編集入門（保谷）              2. 年金講座（芝久保）              3. 江戸学講座（シニアクラブ）（芝久保）              4. コンテナでおいしい野菜づくり（ひばり）              5. 実用書道講座（ひばり）</p>
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>(1) 第3回定例会の記録について          会長：          記録の修正についての申し出等を確認する。</p> <p>職員：          訂正の申し出なし。</p> <p>会長：          配付の記録のとおりとする。</p>	
(2) 報告事項	

## 1. 行政報告

会長：  
報告を受ける。

館長：

6月29日付及び7月1日付の職員の異動が行われた。

6月30日付けで、公運審会長から館長宛に「西東京市谷戸出張所跡施設」の利用についての意見具申、が提出され受理した。7月4日に市教委の幹部職員の会議で文面を配付して、報告した。

6月29日に保谷駅前公民館・図書館の開館記念式典が行われ、正副会長に出席願った。市議会議員等関係者67人の参加を得た。午後からは、おめでとう保谷駅前公民館イベントが行われ、雨にもかかわらず大変多くの方が出演し、コーラスの発表を楽しんだ。当日、見学会の最中にもかかわらず多くの公運審委員のご尽力に感謝したい。

駅前公民館のこれまでの状況であるが、7月1日から供用開始し、7月22日まで延べ152サークル、1日平均7サークルである。もっとも人気は、集会室だ。第4会議室は、今のところ毎日3団体程度の利用である。先日ドラムセット等の利用者講習会が行われ、20人が参加した。駐輪場だが、西友が開店していないので利用は少なく、1日50～60台程度だ。サービス券の提供は、多い日は43枚、少ない日は7枚である。駐車場は、まだほとんど使われていない。半月で22台の利用である。そのうち障害者利用は3台であった。

委員：

7月22日に初めて利用してみた。5階の公民館は、まったく無人で目が届かないのか。

館長：

事務室を取れなかったので、防犯カメラを設置している。

委員：

当日の会員の感想だが、廊下で高校生が集まって騒いでいたので、何度か注意をした。たまたま私たちの講師の学校の生徒であり、意思の疎通が図れたが、もう少し適切な管理をしてほしい。また、ペットボトルの散乱が目立ったが、清掃についてはどこの責任で行っているのか。

館長：

1時間に1回は人的に見回り警備をすることにしているが、開館直後は施設案内や初めて公民館を使う人への対応に忙殺されてしまい、少々警備が手薄になっているのかもしれない。警備の充実を考えなければならないと思っている。廊下のごみの処分は公民館が委託している業者が対応しなければならない。今は施設見学の人も多く、廊下に人が行き交っているのが現状かと思う。

委員：

トイレの流しを使って体を拭いている人が居たり、若い人の居場所として活用されるのはよいが、施設としての利用の習慣ができるまでの間は人の手を厚くした方がよいのではないかと思う。困ったことが起こる前に、防ぐ方法を考えておく必要がある。

駐車場の料金が、2時間の利用で1,100円は高額である。荷物の多いサークルにはダメージだ。

館長：

駐車場の料金が高いのではないかという意見は最初からあったが、公民館のための駐車場ではなく、管理組合で1時間400円という料金を決めたことを了解してほしい。

委員：

講師への特例は考えられないのか。また、障害者用も特定の場所があるわけではなく、どこに置く

のか。

館長：

特例制度は考えていない。障害者に対しても、空いている場合は入庫してもらい、それに対して市費で補うという方式である。

委員：

せめて事前に予約をすることなどは考えられないのか。

館長：

今はほとんど使われていないが、西友が開店すると確保が困難になると思う。料金については、一定の期間後に見直す必要が出てくれば、管理組合の話題になると思う。

委員：

警備についてだが、5階に目が届かないのは予想されていたこと。4階の学習室も図書館が休みの日もオープンしている。現在はオープンしたばかりで一定のルールがない状態かと思う。一時的に目を増やしてでもルールを身に付けてもらう必要があると思う。

駐輪場だが、西友がオープンしたら置けなくなるのではないかという状態を避ける方策を考えられないのか。必要がある人が使えないというのは問題だと思う。元住吉公民館の利用者にとっては、大変な不満になると思う。

館長：

図書館の入口に公民館の事務室窓口が近く、警備員が図書館の案内に忙殺されている点が目立つ。警備員の対応を考えたいと思う。何かがあってからでは遅いと考えている。

委員：

第4会議室の申し込み方法は予約システムで行うのか。楽器が多く配置されているので心配も多いと思うが、講習会を行っているようなので、使う方法についてルール化した方がよいと思う。すべてにおいてきちんと使う方法についてルール化することが必要と思う。

会長：

暑い日が続くと涼しい施設内に人が集まってくると思うので、使い方のルールは必要になると思う。人の手配について万全を尽くしてほしい。

おめでとう駅前公民館イベントの実行委員の1人として当日尽力いただいた委員にお礼を述べたい。40人で参加と聞いていた東小のコーラスグループが60人に膨れ、その家族も見学に訪れたために一時的に満席状態になってしまったことはうれしい誤算であった。当日の参加者から駐車場や駐輪場に対する苦情は一切なかった。雨の中、近くの別の施設でリハーサルをしてから時間までに会場入りしたサークルもあったが、特に意見は出なかった。最初から駐車場はないという条件であることを承知して、利用者一人一人の工夫もあると思う。そこでの確認だが、状況に応じる必要はあるが、どうしても荷物が多く、搬入のためだけに裏の業務用のエレベーターを使うことは許可できないのか。

館長：

第4会議室の予約は、他の部屋と同様に予約システムからである。裏のエレベーターは店舗と公民館・図書館の業務用で、現在は問題ないが、各店舗がオープンした後に協議する必要があると思う。

職員：

ただ今の質疑を聞いていて感じたことであるが、果たして警備員の増員等で解決のできる話である

のかという点が疑問だ。そもそも公民館の利用のルールは、市民と作り上げるものであり、決められたルールを守らせるというものではないと思っている。駅ビル内と住宅街という立地条件の違いがあるが、過去にも芝久保公民館で中学生の利用のマナーが悪くなったときにも、威圧的な警備員の態度がかえって状況を悪くしたこともある。結局は市民や職員の声かけ運動で時間とともに解決していった経過もある。

この件は、まずは職員間で対応方を協議したい。その上で何が必要なのかを決めるために、本日の質疑の内容を6館会議で報告したい。

委員：

必ずしも委託警備員を増員してほしいという趣旨で発言したものではない。もちろん市民として声をかけなければならないことは承知している。開館当初にきちんとしたルールを定めてほしい。そのためには職員が目配せをするということがもっとも肝心なことであると考えている。

委員：

公民館とはどういう施設であるかということをよく理解をした警備に努めてほしい。単に注意するだけということだけでなく、人と人とが話し合える、上からものを言うような態度でないことにしてほしい。

館長：

現在、土日と夜間には警備員が1人になる。市の職員の増員をすることは困難であり、1人で対応できない部分がある場合には、委託職員での対応が適当と考えている。

会長：

質疑を終結する。

## 2. 事業計画書・報告書について

会長：

質疑の前に館側から説明がある。

職員：

先月の事業計画の中にあつた「谷戸公民館に泊まろう」という青少年事業であるが、結論からいうと来年度に繰り延べしたい。多くの質疑にもあがつたが、もっと目的を明確にすることやタイムテーブルも無理のないものにしようと考え、今回の実施には不安が生じてきた。地域の学校等との連携も含めてもう一度計画を練り直したい。

さらに、20年度の谷戸公民館の事業計画で、青少年対象事業に3件のものが上がっているが、これらも今回提出の「やっこやってみ隊」に変更させていただきたい。本来職員の異動ということは館の事業計画変更の理由にはならない事項ではあるが、職員の退職と人事異動、囑託化ということが重なったことを考慮してほしい。

職員：

保谷公の「情報発信ゼミ」だが、今年は応募数が少なく、今回の実施を見送りたい。応募してきた市民と話し合った結果、秋以降に再度応募をかけて何とか実施してほしいという声であったためにそのようにしたいと思っている。状況報告は適時行いたい。

会長：

ただ今の件は、承知してほしい。他に質疑を受ける。

委員：

5頁の財政講座のように、元住吉公民館の事業のうち、駅前公で行えるものは極力引き継いでほしい。市民が作り上げてきた伝統については、切らないようにお願いしたい。意見として申し上げておく。

委員：

1頁の田無公の講師欄はほか6人となっているが、書ききれなかったのか未定なのか。

職員：

まだ全員が決まっていなく、依頼中の人もいるということである。

委員：

日程ごとにタイトルも決まっており、依頼中の講師との交渉が決裂した場合は、できなくなるということもあるのか。

職員：

依頼中の講師もいるので、多少の変化は否めない。ただし、大幅な変更は考えていない。

委員：

4ページの谷戸公の計画書に記載されているように一覧にして計画書を提出してほしい。

職員：

9月号の原稿提出の期限までには講師を選定したい。

職員：

先月も同じような指摘を受けており、2ヶ月続けての指摘に対しお詫びしたい。本件は、今月の6館会議で必ず報告し、早めの計画書の提出に努力させたい。

委員：

コンテナでおいしい野菜作りは、70人の応募に対して16人の定員だが、定員の決め方はどのようにしているのか。

職員：

月に2回の講習を3ヶ月で6回、昨年も行った。講師1人と助手が1人で対応し、部屋の収容人数も16人が限界かと思う。作業をする庭もないため駐車場で行うが、その広さも狭隘だ。また、作業を行うプランターを預かっておくスペースも狭いためこの定数で切っている。講師が有名であるために非常に好評である。人が集まらない、というのも困るが、集まり過ぎるのもいろいろと意見が出る。好評だからといってこの講座ばかりを行う訳にもいかないと考える。

会長：

他になければ質疑を終結する。

### 3. 公民館だより編集室報告

会長：

報告を受ける。

委員：

7月号の反省。1面の猫についての読者の反応に両面の意見が見えた。地域猫に賛意を述べる人がいる一方で、猫に迷惑を被っている人からは異議を申し出る意見もあった。野良猫被害を少なくする方

策という趣旨の記事であることを編集部から伝えた。

8月号の1面は「今、平和かな」と題して、武蔵野大学の学生の座談会を記事にまとめた。私の感想だが、平和に対して、若い世代の意識のインパクトの弱さを感じた。これに対して下段には「戦争体験を語る会」の体験者の紹介が掲載されている。両方を対比しながら読んでほしい。

9月号は、スペシャルオリンピックスに出場した第2さくらの園のメンバーについての記事が掲載される。

編集部からだが、1面記事の話題が不足してきている、何かあったら提案してほしい。今年のミニコミ編集講座の卒業生が新たに編集委員として加わった。

今後の予定だが、10月号には、公募中の見開き標語が1年経過したので、それを集約した記事を掲載予定だ。

委員：

6月号に駅前のオープンセレモニーの記事が掲出されたが、8月号でおめでとう住吉公民館の記事は載るのか。

館長：

掲載することになっている。谷戸公民館の宿泊事業の代替で掲載が決まっている。

委員：

穴埋め記事ということではなく、公民館のビックイベントについてはもっと計画的に記事にしてほしい。PRの媒体として有効に活用すべきだ。

委員：

記事が不足しているのはどの部分か。

委員：

1面のメインの記事についてだ。

会長：

決まっている事業の記事については、計画的に掲載するよう努力してほしい。

#### 4. 都公連大会企画委員会報告

委員：

7月17日に町田市において企画委員会が行われた。

12月14日の大会についてだが、10月号の各市の公民館だよりに掲載してもらえるように要項をまとめている。

8月の企画委員会は、関プロ大会の日程と重複するため全体会は休止し、部会ごとに集まることになった。私の部会は2回集まることになっている。

#### 5. 委員部会運営委員会報告

委員：

本日、多摩・永山公において開催した。7月13日の研修会には53人の参加があった、西東京からは5人の参加があった。13日の反省であるが、メインテーマの社会教育法の改正について学びたいと思って集まった人からは、少々肩透かしであったとの事である。講師の文部科学省の職員は、学校支援が専門の方で、話はそちらに偏ったためであろうと思う。全体の時間の関係もあってか、質問に対しての回答もなかったということである。

次回は、11月16日に多摩市・関戸公において「改正社会教育法と今後の公民館」と題して、中大名誉教授の島田修一氏を講師に迎えて講演会を予定している。今回は、法改正を行った国の立場からの

報告であったが、次回は受け手の側の報告を予定している。

第3回は、1月または2月に予定している。

会長：

研修会参加者の意見を聞きたい。

委員：

講師の話の中から、公民館の数も職員の数も減ってきている中で、館を使う人の数は増えているという報告があった。利用者はもっと大きな声を出すべきという激励の声があったが、金も人も出さないうで、市民はもっとでしゃばるべきだということだが、かえって困難を来たすのではないかと感じた。必要な部分なのならば、金を使うべきだ。

会長：

確かに、講演時間の割に盛りだくさん過ぎる内容であった。最近、徐々にではあるが、公民館の必要性について、社会の要請が出てきたのかと思われる内容であった。

特に意見がなければ終了する。暫時休憩する。

19時37分休憩

19時43分再開

### (3) 協議事項

#### 1. 諮問事項の中間報告

副会長：

事前に配付した資料に基づき委員の質問・意見を受ける。座長から資料の説明を求める。

座長：

これまで9回の起草委員会を開催した。

平成15年の意見具申に応じて、公民館では通常の公費保育にプラスして「保育室オープンデー」をはじめた。しかし、市長部局の子育て支援事業がその後に充実して、これらとかぶっている公民館事業については見直しをした方がよいのではないかとということで、今回の諮問に至った。私たちは、改めて公民館保育を見直すチャンスが到来したと捉えている。

新たな資料として、チャートを提出したい。答申文の流れを示したものである。社会教育における公費保育の意味は、親の学習権の保障と預かる子供の成長を育むこと。単発・短期の事業には保育は認めていないが、これは、学習する市民の育ちを配慮してのことだ。

提言部分であるが、「公費保育」という名称から来る誤解を防ぐ意味からも「学習支援保育」といった、そのものずばりの呼び名にしてはどうかということを提案したい。公民館では地域づくりをもっとも大切な視点と考えている訳で、本日確認した質疑や意見を元にして、送付文にも記載の日程で文章を提案したいと思っている。

図の説明だが、図1は、5年前の意見具申を受けた時点のイメージ図だ。その後、子育て支援施策は充実し、図2にもあるように、Cの公民館以外の行う事業等は図1と比してかなり大きくなっており、相対的に公民館の保育室で行う子育て支援事業のDは、かなり小さく感じると思う。相関関係を図で確認してほしい。

副会長：

まずは、質問を受けたい。

委員：

提言の中でいう名称変更を必要とするという公費保育とは、図ではどの部分に該当するのか。

座長：

Bである。公費による保育という点では、これまでもかなりの施設等で行われてきた。これらに公民館のものも含まれていたが、これを公民館で行うものは差別化しようという趣旨だ。

委員：

親の学習権の保障が、答申の意思か。

起草委員：

地域で行われている保育や保育園での保育とは、預けられる子のためのものだ。これに対して、公民館で行われる保育とは、そもそも親の学習権保障のためのものである。それであれば、ずばりそれにふさわしい名称にしてしまおうというのが意見だ。

起草委員：

公費保育というと、親が一時的にリフレッシュするためのもの、というイメージを払拭しなかったためである。公民館保育を受けている親も、「公民館での公費保育」と言われても、これまでも深く意味を理解するまでには時間を要していた。

委員：

その点は了解した。

副会長：

私たちも何回も議論して、回り道も、足踏みもしつつやっとこの提言を含むチャートにたどり着いた。委員会に出席していない委員には、不明の点も多々あると思う。できる限り多くの意見を聞きたい。

委員：

前回の議論でも言ったが、諮問事項は何であるのか。答申のタイトルが子育て支援であるにもかかわらず、提出された資料には「公民館保育」に対してのものが多し。保育が大切なことは理解している。しかし、あくまでも保育は子育て支援の一方策であり、子育て支援の大切さを述べる中で保育室のことを付け加えるという論調でないといけないと思っている。

それは、保育室を使った人には理解できても、それ以外の世代の人にはイメージできないと思う。要は、保育室のことをどの程度のウエートで書くのか。保育室を使わない人にも、わかるようなものにしてほしい。

座長：

公民館の保育担当者からも意見を聴取した。保育室を利用する年代層は、当然若い人だ。答申文を書く段階では、今の意見にも注意して、使わない市民の立場も明確にしたい。

チャートの上から4つ目までのフレーズが前文に該当する部分。その後の3つのフレーズには、子育て支援を充実するための方針が示されている。

起草委員：

保育についての行政評価に対し、2つの意見を考えた。1つは、他の施設等が、これだけ充実したのであれば、公民館はこの領域からは距離を置く。もう1つは、「公費保育」という名称への誤解があるということ。公民館保育の要点でもある、「親の学習権の保障」という点は、何としても守りたい。これを守るためにも、保育室及び公費保育というものをよく理解してほしい。

起草委員：

前回提出の骨子案審議のときに出た意見を基にして、今回のチャートを作成した。先月の骨子案に比べると、公民館での子育て支援事業の位置づけを図で示したり、と工夫してみた。

子育て支援事業とは、Cの部分であり、公民館保育室で行われる特化した事業については、子育て支援施策のCと公民館の事業全体が重なるDの部分である。Bについては、学習権保育を含んだ「公民館保育にかかる事業」全般であり、Dの部分も含んでいる。そして、Aの領域は子育て期以外の年齢属性の人がかかわる事業のことだ。まずはその関係性を確認してほしい。

ここ数年の全市的な変化は、わいわいプランに依るものが大きい。そして、図2のようになった。それと同時に、公民館と他の施設で行われているこの事業の比重は大きく変化した。図2でもわかるように、公民館保育室で行われている子育て支援に特化した事業は、Cが巨大化したことで相対的に小さくなったように見える。これがD'だ。

最初の4フレーズは、03年からこれまでの全体像だ。独自の領域としての公民館保育という議論を重ねてきた。

委員：

流れはよく理解できた。私は、4つ目までのフレーズが大切な点だと思う。これがないと、いきなり保育に関しての充実策になってしまう。

委員：

私は、逆によくわからなくなった。前回の骨子案のときにも、私は「はじめに」の取り扱いについてこだわった発言をしていると思うが、今の説明では、わいわいプランの出現によってDの部分は相対的に小さくなったというが、何のために諮問があったのかという点を私なりに考えると、制度的に施策が充実・進展したことに対して、あまりに依拠し過ぎていないのか。

起草委員：

公民館の学習においては、間接的な支援が多いのに対して、市の施策では「子を預かる」というような直接的な支援が大きなウエートを占めている。社会教育の分野においては、もっといろいろな地域づくりをすべきであり、「複眼的で複合的な事業の展開」を求めたい。

委員：

抽象的過ぎると思う。もっと具体的なイメージがほしい。

副会長：

そのあたりの具体的な意見をほしい。

委員：

複眼的複合的でなければならないことはわかるが、この1年で法や制度的な変化は激しく、また、7月1日付で国の振興計画が示された。こうした中であって、この答申文にタイムリーな意見が出ると、全国レベルのものになると思う。ぜひ具体的なプランを出してほしい。

私は提言の順序が逆のように思える。

起草委員：

表現として「間接的な子育て支援」では弱いのかもかもしれないが、この点がわいわいプランでは欠けている点であった。プランでは直接的な、個別課題を解決する手段がほとんどである。

それらを区別して、トータルに考えてほしい。

委員：

市の福祉施策で進める手厚い支援に対して、自らの力で地域を作り出すといったベクトルを強調してほしい。「地域づくりを」がポイントだ。

起草委員：

その点は議論になってよく理解しているが、何かよい文言を示していただければ助かる。

職員：

公民館と保育園とでは切り口が違うということだと思う。

公民館利用の市民は、保育といたら「子を預かってくれるところ」というのがイメージである。児童館でも幼児サークルを盛んに行っているが、場の確保とスペシャリストの配置。保育園においては、基幹型をあと2園予定している。一時保育は、常に定員オーバーの状態、預けたい親が子を預けるのは、保谷公民館の部屋を確保するのよりも困難なことだ。その上、緊急一時保育と一時保育なども充実を図ろうとしており、公民館が対等な立場で保育をするのは困難である。幼児を対象とした「保育」で太刀打ちするのは無理で、親の立場を切り口にする公民館なりの保育の差別化が必要かと思う。

若い親のイメージは、保育とは「子供を預かってくれるところ」であり、そのあたりをうまく説明してあげてほしい。

起草委員：

そのあたりを区別するための名称変更が提案事項の1つだ。

委員：

極端な考え方かもしれないが、公民館で学習がしたいから保育園に一時保育してくる。こういうことも成り立つかもしれない。親子が分離せずに公民館で保育を行う必要性、公民館での学習の必要性についても論じておいてほしい。

起草委員：

チャートの中には表現されていないが、そのことは9回の議論の中でたびたび出てきている。子供だって、公民館の保育室で心地よい体験をすれば、「幼稚園に行くよりも公民館がよい」という子も現れるのだ。公民館に愛着を持った幼児がいずれ中高生になって戻ってくればよいと思っている。親と子を分離する制度ではない。

公民館の保育室や保育付の講座には、もっと多様な人々に参加してほしいと思っている。

座長：

地域を作る大切さや公費保育の重要性についても話をしたが、保育について具体的に文章にしなければならない。

副会長：

館長補佐が言っているように、切り口は明らかに異なっている。かつての公民館事業では学習をしたいという親の子を預かることからスタートしたと思う。そして、せっかく保育室があるのだからという事で、いろいろと手を広げていった。子育て支援もその一環。その時点では、市のどのセクションも扱っていなかったことを先駆的に携わった。今になって、他の施設等で充実したから縮小しろという、であるならば我々は本来の公民館の目的に戻って、いわゆる学習支援保育の充実に努める。それを地域づくりに生かしたいと思う。

職員：

これは取り上げてほしいという意見があれば聞かせてほしい。

委員：

起草委員と違い、議論に参加しない私たちが、この資料だけで論点をつかむのは大変困難である。

私は、前回の意見具申を策定するときに保谷公民館の委員であった。そのときには、公民館保育を拡充してほしいということだけが論点であったと記憶している。

今回の問題は若い世代だけの課題ではなく、もっと年齢を拡充したものにすべきという見解には共感を覚える。賛成だ。もっと充実したものにせよというのは簡単だが、職員の増員もない中で、大変困難を極めるのではないかと思う。付帯意見にもあるように、職員の専門性や人事異動のことに対しても踏み込んでほしい。

委員：

提言部分について絞って発言する。

2つ目の提言を最初に論ずるべきと思う。名称の「学習支援保育」という変更についてはよく理解できるが、2つ目の提言については、もっと具体的なイメージのわく表現にしないとならない。「間接的な子育て支援」とはいったいどういう子育てのことなのか。「復学的複合的」という表現も噛み砕いてほしい。

委員：

私も名称についてはよく理解できた。身近な話題だが、職員の休暇の名称が「出産支援休暇」という名称に統一されて、こういった休暇なのかがよく理解できるようになったという事例もある。学習権の保障という視点を大切にして、一時的に預かってほしいという人にはわいわいプランに掲げる施策で支援してはどうなのか、公民館では近くに子がいることが必要だという点を付け加えてはどうなのかと思う。

単純な質問だが、公民館保育員の立場を説明してほしい。

職員：

市民嘱託員であり、公民館の職員として保育室の運営に携わってもらっている。職業というには、大変心もとない条件で勤務を続けてもらっている。週に2日から3日程度、1日3時間の勤務体制である。

委員：

話を聞いてわかったような気がする。

子育ては誰でもが行う行為だと思う。動物にだってできる行為を人間が行うというときに何が必要なのか。そこを端的に述べるべきだ。

そして、大変穿った言い方だが、今は子育て支援について、公然と反対という立場を述べにくい世情である。そういう意味合いも含めて考えてほしい。

委員：

公費保育からの名称変更はよいことだと思う。私たちの世代からみると、保育というと小さい子供のものというイメージが、どうしても先行する。わかりやすいということはよいことだと思う。

わいわいプランが直接的だということであれば、わいわいプランにはないことを記載してそれをメリットにしてはどうなのか。

委員：

公費保育というと、誰でもが預けられるという理解になる。名称の変更は賛成。

やはり複眼的という表現は理解しづらいと思う。全体的な方向性は問題ないと思っている。

副会長：

意見が多く出たが、参考にしてほしい。なお、さらに気づいた点がある委員は、この後は、文章化して事務局に届けてほしい。

**(5) 事務連絡及び情報交換**

副会長：

事務局から報告がある。

職員：

関プロ大会に参加予定の委員は、参加章等を郵送するので、個々に現地に出向いてほしい。8月21日午後が全体会、22日午前が課題別の分科会である。全員希望の分科会に配属されている。

**(6) 次回の日程について**

8月27日（水曜日） 18時30分 於：田無公民館 第二学習室

副会長：

他に意見がなければ、閉会とする。